平成２６年（フ）第４０号
山形県鶴岡市新海町７番24号
債務者　庄司　明美
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第１９８号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字萩生2566番地79
債務者　大原　征男
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６７号
群馬県前橋市朝倉町２丁目６番地　M―403号
債務者　長谷川和樹
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７１号
群馬県前橋市小相木町287番地　ジョアンナマンション406号
債務者　髙田　悦子
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７３号
群馬県前橋市大利根町１丁目12番地２
債務者　野本　重信
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８２号
群馬県前橋市三俣町３丁目31番地１
債務者　細川　祥次（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８３号
群馬県前橋市三俣町３丁目31番地１
債務者　細川　玉美（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１９５号
群馬県高崎市新町3047番地２　ハイツカトレアＤ102号
債務者　関口　幸男
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２５８号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾1044番地３
債務者　石井　　愛（旧姓根岸）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１８号
静岡県御殿場市新橋1330番地の１　ステュディオ新橋205、前住所静岡県御殿場市新橋1088番地の４　コーポラス野中501
債務者　土屋由美子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２０３号
静岡県富士市松岡390番地の１　コーポ田造102号、前住所静岡県富士市松岡532番地の９
債務者　齋藤　幸司
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２６３号
愛知県江南市古知野町塔塚194番地　メープルハウス202号
債務者　木﨑　裕介
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４０２号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町64番地　グランディール伏見605号
債務者　笹岡　龍男
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８５２号
京都市中京区堀川通姉小路下る姉東堀川町74番地　ジョイシティ二条城前704
債務者　石井　基嗣
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９２８号
京都市西京区下津林大般若町180番地　ロイヤルシティ桂302
債務者　竹上恵美子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９４８号
京都市南区東九条西河辺町30番地　ユーモレスク403
債務者　森　奈都子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１００７号
京都市北区大北山原谷乾町112番地75
債務者　纏サイディングこと　花垣　　大
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係